

瑞穂町 第4次地域保健福祉計画 令和3年度～令和7年度



令和3年3月

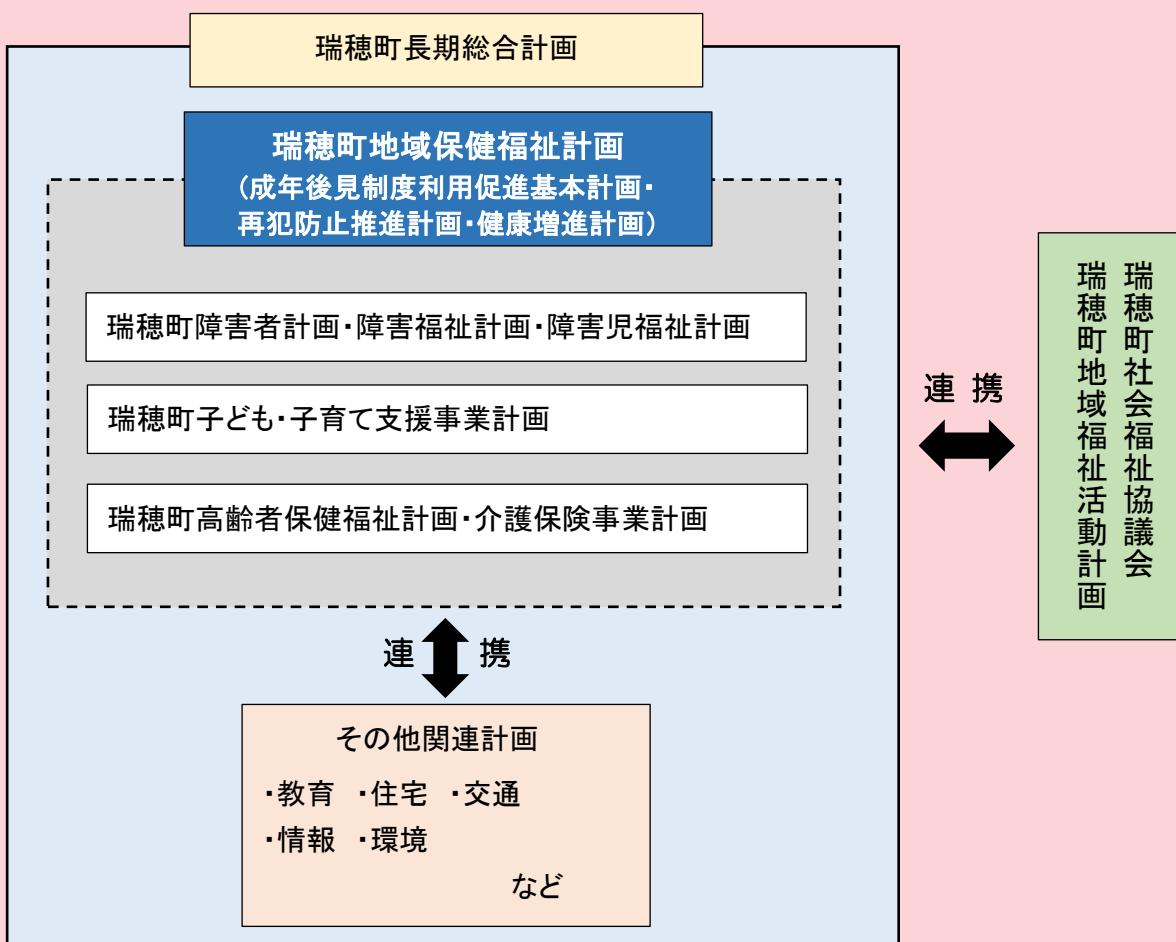
瑞穂町

◆ 計画策定の背景

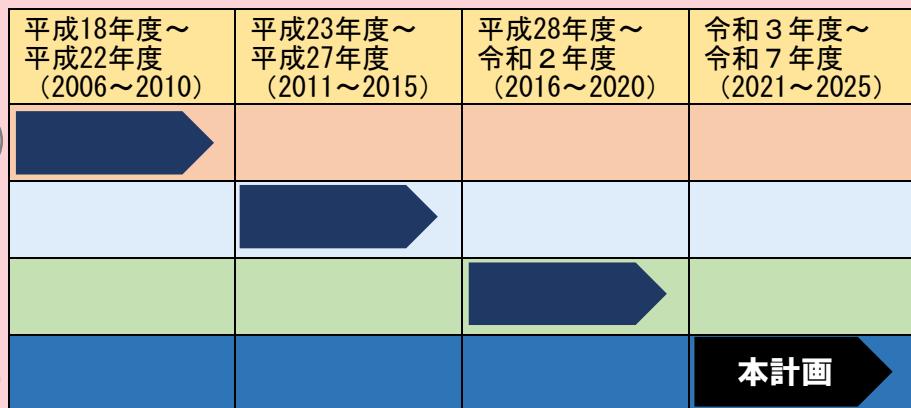
瑞穂町では、平成12年の社会福祉法の改正を受け、平成18年に第1次計画としての「瑞穂町地域保健福祉計画」を策定し、平成23年には「瑞穂町第2次地域保健福祉計画」を策定し、第1次計画の見直しと施策の更なる推進をはかりました。

その後、平成28年策定の「第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」のもと、平成26年に策定された「瑞穂町協働宣言」の内容を盛り込み、平成28年に自助、互助・共助、公助の観点から計画全体を見直し「瑞穂町第3次地域保健福祉計画」を策定しました。

この計画では、「第5次瑞穂町長期総合計画」の内容をふまえた上で、「誰一人取り残さない」を理念とした国際的な動き、平成29年の社会福祉法の改正、国や東京都の地域共生社会の実現に向けた施策をもとに、計画全体を見直し策定しています。



◆ 計画の期間



◆ 地域保健福祉とは

地域保健福祉とは地域の住民、住民組織と関係団体、行政等の関係者が協力して、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現していくことです。

個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を住民や関係者で受け止め、協力して地域で解決するのが地域福祉であり、生活課題や地域課題と健康問題の関連性に着目し、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持、増進を推進することが地域保健です。

住み慣れた地域で安全・安心に、自分らしく暮らしていくことは、地域住民全ての願いであり、地域福祉はその願いの実現をめざすものです。そのため、既存の制度やサービスの利用を推進するだけではなく、地域全体でさまざまあっていく関係や仕組みをつくっていくことが重要となります。また、地域住民の誰もが、あらためて「地域のつながり」の重要性を認識し、社会的孤立や孤独、貧困、要援護、虐待等、地域におけるさまざまな課題の解決や深刻化を防ぐことが大切です。

地域保健福祉では、住民の誰もがサービスの利用者にも提供者にもなりえます。個人や家庭でできることは自分たちで取り組む【自助】、個人や家庭だけでは解決できないことを、近隣住民や団体、組織、事業者などによって支援する【互助・共助】、公的な制度に基づくサービスの提供等【公助】、といったさまざまな人や組織、行政が連携しながら、協働して地域保健福祉を推進していくことが求められています。特に、【互助・共助】の取組を広げていくことが、今後の地域保健福祉では重要となります。

住民の主体的な活動で対応できるもの 協働で取組むもの 行政施策として行うもの



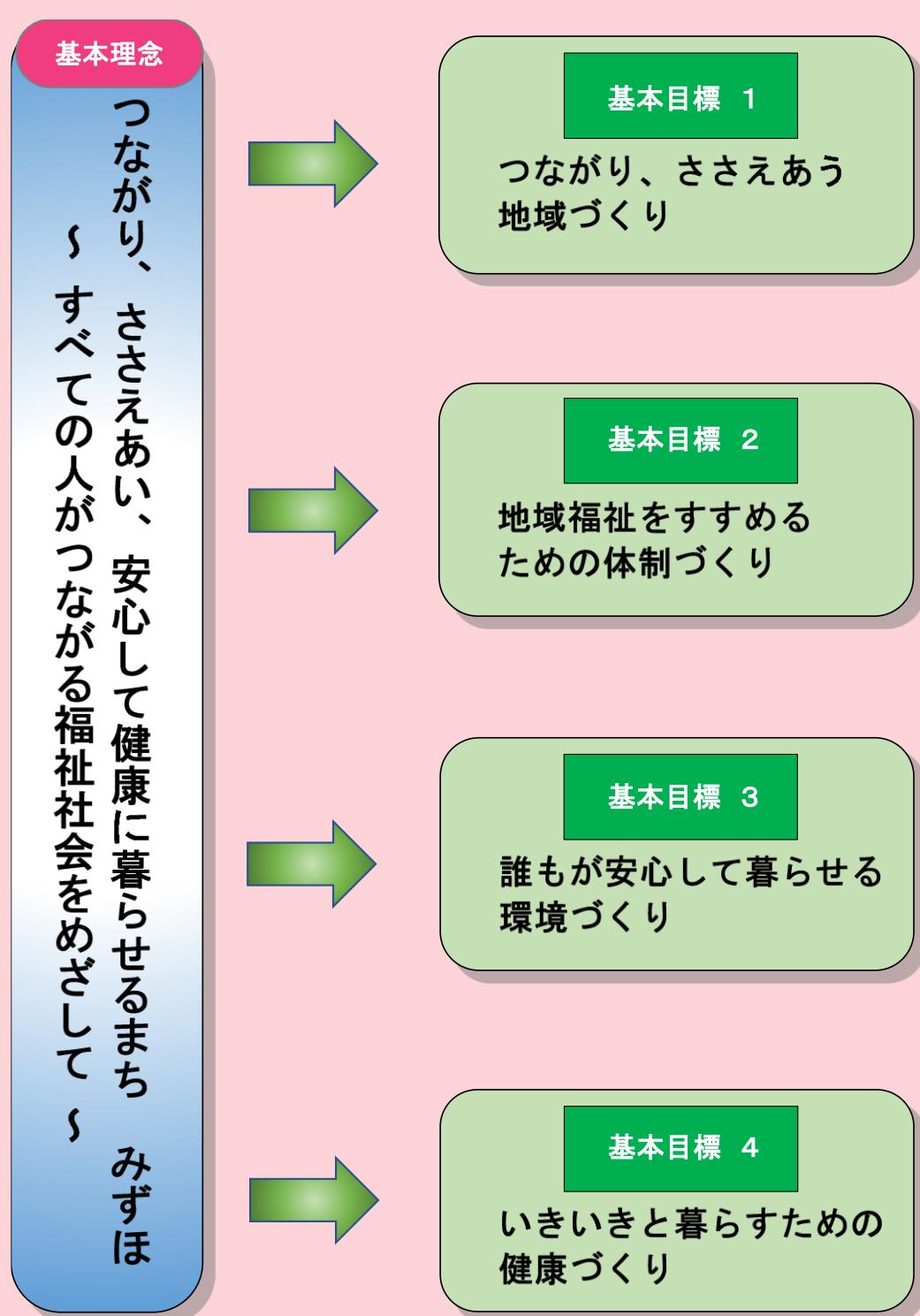
自助	互助	共助	公助
個人や家庭による自助努力	町内会・自治会、ボランティア、NPOなど、地域の中の住民同士の支え合い	制度化された相互扶助での助け合い	保健・医療・福祉などの公的な支援・サービス

◆ 計画の基本理念と基本目標

同じ地域に暮らす人々がお互いに交流し、知り合うことで、ささえあいの心が生まれます。その原点であるつながりを重視し、自ら進んでささえあえる、すべての人がつながる地域福祉をめざします。

また、地域に暮らす全ての人々が主役となり、交流をはかりながら、お互いの違いを認めることで、優しさが生まれ、その優しさがさまざまな人を包み込む要素となります。

さまざまな人や組織、行政等が互いに連携しながら、基本理念の実現に向けてすべての人が協働する地域保健福祉の推進につとめます。



基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり

地域福祉の推進には、普段からの隣近所のつながりや地域の人同士の協力・連携が重要かつ基礎となります。また、地域福祉の対象は地域に住む全ての人となることから、あらゆる人がつながって、ふれあって、ささえあうことが重要です。

そのため、さまざまな人が交流できる機会の提供や地域情報の発信、社会参加の促進等の取組を通じて、地域コミュニティの強化をはかります。

基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり

さまざまな人や団体、関係機関、行政等の連携・協働を円滑なものとしていくためには、体制や仕組みを整備していくことが求められます。また、地域福祉に携わる人材の確保も重要な課題となってきます。

地域福祉を推進する、人材の確保やサービスの質の向上等をはかりながら、体制づくりにつとめます。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

住み慣れたまちで安心・安全に暮らしたいという思いは、全ての住民の願いです。一人ひとりが抱えている事情は異なりますが、さまざまな人にとって「暮らしやすい」と思える環境づくりをめざします。

また、地域包括ケアシステムを推進し、地域に暮らす住民が高齢者や障がい者等への理解を深めることや、防災や防犯体制の充実につとめる等、さまざまな取組を通じ、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて協力し合いながら各施策をすすめていきます。

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした災害を受け、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等といった地域の災害時要配慮者が孤立したり、支援の輪から取り残されることなく、安心とつながりを保ち続けられる体制づくりにも取り組みます。「防災のまちづくり」と連携し、「福祉のまちづくり」をすすめていきます。

基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

住民一人ひとりの健康の維持・増進が重要であり、普段から病気を予防していく意識を高めるため、健康診査の受診や予防接種の接種を促す取組をすすめます。

そして、病気になる前に生活習慣を改善する行動に移せるよう働きかけを行います。加えて、病気となったときに医師や歯科医師の診療を受けやすい環境の基盤づくりに取り組みます。

また、新興・再興感染症のまん延防止について、事前に新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しと保健所と緊密な連携をはかるとともに、大規模災害発生時の感染症対策に取り組みます。

◆ 第4次計画での重点的な取組

重点的な取組1 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターは制度の狭間にあったり、困りごとを抱えているが、自らの力だけでは問題解決が難しい場合に、その人に寄り添った生活支援（個別支援）を行います。また、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の課題として認識し、地域住民のさまざまなアイディアなどを駆使して、新たな社会資源を創出（地域支援）します。

このような支援を推進するため、地域福祉コーディネーターを配置していきます。

重点的な取組2 重層的相談体制の整備

現在町においては、介護、障がい、子育てといった問題に対する相談体制はありますが、それぞれの相談場所が各法律に基づき設置されているため、一つの家族の中にもさまざまな問題があるにもかかわらず、一体化した相談、支援ができませんでした。このことから今後の5年間では複合・複雑化した住民の支援ニーズに対応する「断らない包摂的な支援体制」を整備していきます。

重点的な取組3 多世代間交流事業の拡大

現在はボランティア団体が主体となり、各種団体などの協力を得て、小学校の敷地内で地域の子どもたちに朝食を提供する事業が始まっています。

地域の子どもたちから高齢者までの多世代がかかわり合う場を提供し、地域の交流を深め、安心・安全で暮らしやすいまちの一助となるような活動を今後も町内数か所に拡大していきます。

目標

1 地域福祉コーディネーターの配置

2 重層的相談体制の整備

3 多世代間交流事業の拡大

重点的な取組4 権利擁護の推進

認知症や障がいにより、意思判断能力が低下した人たちが、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業を推進するとともに、「権利擁護センターみずほ」を中心に、成年後見制度利用促進をはかります。

また、今後の「権利擁護センターみずほ」を町の中核機関として位置づけるための準備をすすめます。中核機関の機能としては、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められ、⑤不正防止効果にも配慮すべきとされています。

重点的な取組5 母と子の健康づくりの推進

妊娠、出産は、短期間の中で大きな心身の変化とライフスタイルの大きな変化が要求される時期であり、乳幼児だけでなく、妊産婦の健康を支援します。また、乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診や訪問、相談の事業を通じて、健康上の問題を早期に発見し、療育につなげます。

重点的な取組については、計画期間の終了時点での達成目標を設定しました。ただし、新型コロナウイルス等の感染症まん延といった想定外の事態の発生を考慮しながら段階的・計画的に整備することとします。

達 成

4
権利擁護の推進

5
母と子の健康づくりの推進

◆ 地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【平成29年制度改正】
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【平成29年制度改正】
- ・地域福祉計画の充実【平成29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化とは、高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設【平成29年制度改正・30年報酬改定】
- ・市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

地域共生社会の実現

- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を超えた、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

◆ 地域共生社会施策の方向性

「地域共生社会」の実現

3つの理念の具体化

- 1 誰もが所属や世代を超えて、地域で共に参加し協働しながら、互いに支え、支えられ、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる地域
- 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる地域
- 3 多様な主体がそれぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる地域

計画的な地域福祉の推進

地域生活課題の解決

- テーマ①「地域の支え合いを育む」
- テーマ②「安心した暮らしを支える」
- テーマ③「地域福祉を支える」

◆ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の財産と権利を守り、法律的に支援する制度です。制度には任意後見制度と法定後見制度の2種類あります。

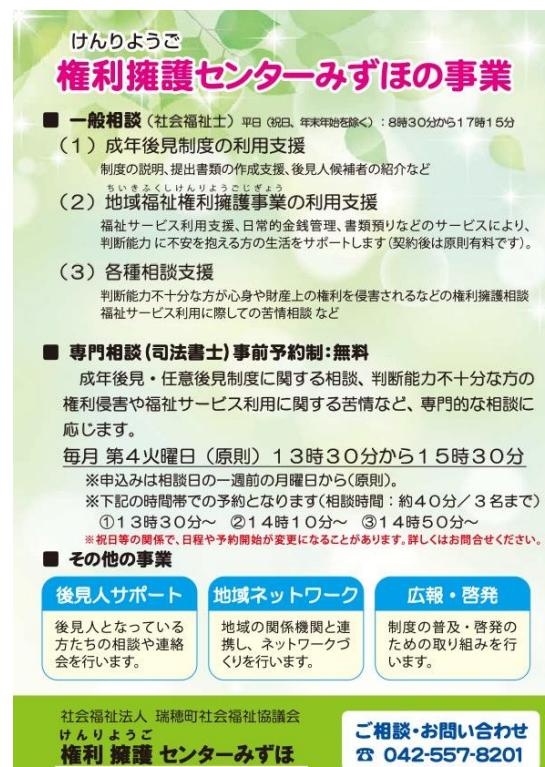
任意後見制度とは、判断能力があるうちにあらかじめ自ら選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。法定後見制度は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度で、判断能力に応じて「補助」、「補佐」、「後見」の3類型に分類されます。

【成年後見制度】

後見制度	任意後見	法定後見
こんな方には	将来、認知症になった時に、財産の管理等が心配な方	判断能力が不十分で、契約や手続きがとどこおる方物忘れがひどくなり、だまされて借金を繰り返す方正しい判断ができず、不当な契約を結ばされる方
後見人の役割	財産管理や契約等を支援する任意後見人を選んでおける	成年後見人等が本人に代わって、契約や手続きをしてくれる

【成年後見制度の種類】

任意後見	法定後見		
	補助	補佐	後見
将来に備える方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
判断能力のあるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の同意・取消や代理（日常生活に関する行為は除く）
自分で選んだ人を任意後見人にすることができる	家庭裁判所が補助人、補佐人、成年後見人を選任（本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人）		



◆ 計画推進の仕組み

地域保健福祉計画の基本理念の実現に向け、住民、ボランティア、地域組織・関係団体等、社会福祉協議会、町(行政)が連携して協働しながら、自助、互助・共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉の推進に取り組みます。



つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ
すべての人があつたる福祉社会をめざして

※1
ボランティア、
地域組織・関係団体等

町内会・自治会、民選委員・児童委員、NPO法人、老人クラブ、PTA、サロン、企業、事業所など



◆ 進捗状況の管理及び公表

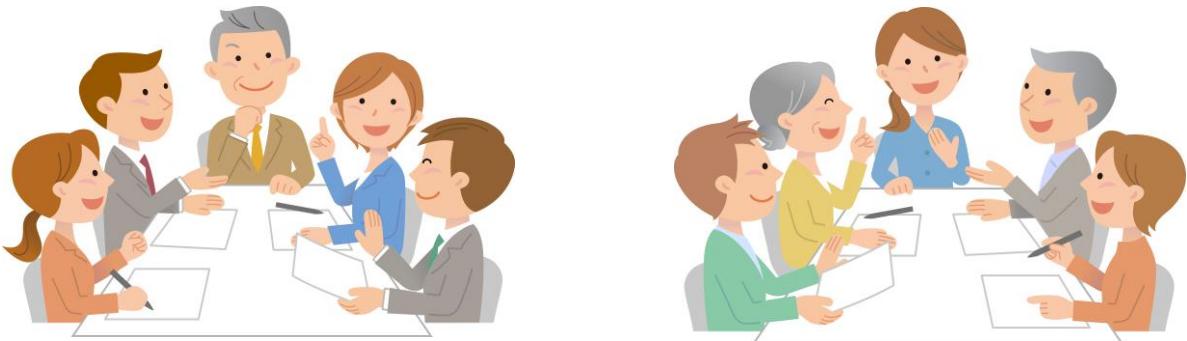
計画の進捗管理については、地域保健福祉審議会で報告され、進捗の管理を行います。進捗状況については、毎年度公表するとともに、住民・関係団体等から意見聴取等を行い、施策への反映をはかります。

また、PDCA サイクルの考えに基づき、施策の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組をすすめます。

PDCA サイクルによる評価・検証



PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、管理業務を継続的に改善していく手法のことです。



瑞穂町第4次地域保健福祉計画【概要版】

令和3年度～令和7年度

令和3年3月
発行／瑞穂町
編集／瑞穂町 福祉部 福祉課
〒190-1292
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335番地
TEL:042-557-0501(代表)